

玉城町公告第16号

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援委託業務に係る業者選定を下記のとおり実施する。

令和8年3月30日

玉城町長 辻 村 修 一

記

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、策定した「玉城町第7期障がい福祉計画」および児童福祉法第33条20項に基づき、策定した「玉城町第3期障がい児福祉計画」が計画期間（令和6～8年度）を終えるにあたり、国および町を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、データを活用した効率的・効果的な施策を立案し、「玉城町第8期障がい福祉計画」・「玉城町第4期障がい児福祉計画」（令和9～11年度）を策定することを目的に業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 業務名 | 令和8年度 第7号
「玉城町第8期障がい福祉計画」「玉城町第4期障がい児福祉計画」策定支援業務 |
| (2) 業務内容 | 令和8年度「玉城町第8期障がい福祉計画」「玉城町第4期障がい児福祉計画」策定支援業務仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和9年3月25日まで |
| (4) 契約上限額 | 3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む） |

3. 参加の資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手

続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4. スケジュール（予定）

項目	期日等
公募案内の公表（公告）	令和8年 3月30日（月）
質問書の提出期限	令和8年 4月 7日（火）
質問書の回答	令和8年 4月10日（金）
参加申込書の提出期限	令和8年 4月15日（水）
提案書の提出期限	令和8年 4月21日（火）
プレゼンテーション	令和8年 4月24日（金）（予定）
審査結果通知	令和8年 4月28日（火）（予定）

5. 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書及び企画提案書等の必要書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書【様式1】 1部
- ②会社概要書【任意様式】 1部
- ③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

過去10年に受託し、完成かつ引き渡し完了した障がい者基本計画策定支援業務等の実績（実施年度、事業名、契約相手先）

④業務実施体制【様式任意：A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

⑤企画提案書【様式4、任意様式】 正本1部、副本6部

企画提案書（様式4）に以下の項目を記載した内容（任意様式）を添え提出すること。全体をA4版、両面印刷10ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

【企画提案書必須記入項目】

項目	事項
策定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画策定にあたっての、コンサルティング方針 ・国の動向および玉城町の特性を踏まえた現時点で想定する計画の達成目標 ・策定過程における町民の参画や意見の把握、反映手法
編集方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画に関する全般的な取りまとめ方針、編集方針 ・指標の設定方法（どのような指標を定め目標とするか等）
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画策定に関する全般の取りまとめ、当町との打合せ調査書の作成などについての工程表と工程管理方法
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載した業務の内容以外に、想定金額の範囲内で提供可能な独自の提案内容

⑥見積書【様式2】（原本を1部提出）

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

- (2) 提出期限 令和8年4月15日（水）正午まで（必着）
- (3) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。（郵送の場合は書留郵便での送付が好ましい）
- (5) 参加辞退 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を任意の様式で提出すること。提出方法は参加申込書の提出と同様とする。

6. 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式3】による。

(2) 受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月7日（火）まで

(3) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで

(4) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ

(5) 提出方法

FAXまたはメールで提出すること。なお、提出後に保健福祉課 地域共生室（電話0596-58-7373）へ到着の確認を行うこと。

(6) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和8年4月10日（金）までに、質問者全員に対して、FAXまたはメールで回答する。

7. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器

やパソコン等を使用する場合は、令和8年4月17日（金）正午までに保健福祉課 地域共生室に連絡すること。ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 1社提案

提案者が1社のみの場合でも、内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 審査項目・評価基準

別紙1を参照。

(4) プレゼンテーション開催日

令和8年4月24日（金）予定

※開催場所や時間は企画提案提出者に別途通知する。

※1事業者30分間以内を予定（応募事業者数により変更あり）。

※審査員からの質疑10分間程度。

(5) 審査結果

審査結果は、書面にて参加した全ての事業者に通知する。

(6) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者がやむを得えず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(7) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

8. 契約の締結等

選定委員会で選定された契約予定者と、契約内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

9. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

(1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。

(4) 審査の公平性を害する行為があった場合。

(5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

10. 留意事項

- (1) 企画提案プロポーザル及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (7) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。

11. 連絡及び提出先

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876番地1

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 担当：内堀

電話番号：0596-58-7373 FAX番号：0596-58-8688

E-mail：seifuku-t@town.tamaki.lg.jp

(別紙1) 令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務に係る業者選定審査基準及び配点

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	過去10年に受託し、完成かつ引き渡しが完了した障がい者基本計画策定支援業務の実績(実施年度、事業名、契約相手先)	10点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
策定方針	提案書の全体的なコンサルティング方針が仕様書「3.業務目的」に沿ったものであり、町の特性を踏まえている。	25点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
編集方針	策定にあたって仕様書「5.業務概要及び内容」に沿ったものであり、本町のニーズに整合している。	25点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
工程管理	策定に関する全般の取りまとめ、当町との打合せ、調査書の作成などについての工程表及び、工程管理方法が妥当である。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
独自提案	自由意見として、本町にとって有益な独自提案が示されている。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右のとおり	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式4】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式3】

質 問 書

令和 年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担当者氏名

印

電 話

F A X

E-mail

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務
企画提案プロポーザルについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場 保健福祉課 地域共生室
〒519-0433
三重県度会郡玉城町勝田 4876-1
電話 0596-58-7373 F A X 0596-58-8688
E-mail : seifuku-t@town.tamaki.lg.jp

【様式1】

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画
策定支援業務企画提案プロポーザル参加申込書

令和 年 月 日

玉城町長 宛

私は、令和 年 月 日付で公開された下記の案件に参加したいので、申し込みます。

なお、この申込書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

記

1. 案件名

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務企画提案プロポーザル

2. 誓約事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 申込書の記載に関する連絡先

名称：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あてに連絡してください。

(別紙1) 令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務に係る業者選定審査基準及び配点

審査項目	評価事項	配点	評価点の掛け率				
			A (1.0)	B (0.8)	C (0.6)	D (0.4)	E (0.2)
業務実績	過去10年に受託し、完成かつ引き渡しが完了した障がい者基本計画策定支援業務の実績(実施年度、事業名、契約相手先)	10点	5件以上	4件	3件	2件	1件
業務実施体制	業務遂行に十分な組織体制が整っており、柔軟な対応が可能か。(実績のある技術者及び必要な人員が十分確保されているかなど。)	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
策定方針	提案書の全体的なコンサルティング方針が仕様書「3.業務目的」に沿ったものであり、町の特性を踏まえている。	25点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
編集方針	策定にあたって仕様書「5.業務概要及び内容」に沿ったものであり、本町のニーズに整合している。	25点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
工程管理	策定に関する全般の取りまとめ、当町との打合せ、調査書の作成などについての工程表及び、工程管理方法が妥当である。	15点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
独自提案	自由意見として、本町にとって有益な独自提案が示されている。	10点	極めて妥当	妥当	普通	やや不十分	不十分
見積金額	右のとおり	5点	見積金額満点(5点)×提案された最低額/提案額 (小数点以下は切り捨て)				
合計(100点満点)			_____点				

【様式1】

企画提案書提出届

玉城町長 宛

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務について、別紙のとおり企画提案書を提出します。

令和8年 月 日

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者

氏名		所属・ 役職等	
住所			
電話		FAX	E-mail

【様式3】

質 問 書

令和8年 月 日

玉城町長 宛

所 在 地

商号又は名称

担当者氏名

印

電 話

F A X

E-mail

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務
企画提案プロポーザルについて、下記のとおり質問します。

記

項 目	(書類名称・ページ・項目など)
内 容	

注 質問事項は、本様式1枚につき1問とし、簡潔に記載してください。

送付先：玉城町役場 保健福祉課 地域共生室
〒519-0433
三重県度会郡玉城町勝田 4876-1
電話 0596-58-7373 F A X 0596-58-8688
E-mail : seifuku-t@town.tamaki.lg.jp

【様式4】

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画
策定支援業務企画提案プロポーザル参加申込書

令和8年 月 日

玉城町長 宛

私は、令和8年 月 日付で公開された下記の案件に参加したいので、申し込みます。
なお、この申込書の記載事項については、事実と相違ないこと及び下記誓約事項について誓約します。

所在地

商号又は名称

代表者氏名

印

記

1. 案件名

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援
業務企画提案プロポーザル

2. 誓約事項

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ②玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- ③手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 申込書の記載に関する連絡先

名称：
担当者名：
電話番号：
FAX 番号：
E-mail：

※申込書に記載の個人情報に関しては、落札資格確認のために利用する以外に使用しません。

※本書類提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あてに連絡してください。

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画
策定支援業務仕様書

1. 業務委託名

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援業務

2. 計画策定の背景及び趣旨

「玉城町第7期障がい福祉計画（令和6～8年度）」、「玉城町第3期障がい児福祉計画（令和6～8年度）」計画期間の終了に伴い、次期計画を策定するものとする。

策定にあたっては、障がい福祉サービスの提供実績や取り組みの成果について、各種基礎データを活用し、適切な分析を行うとともに、向こう3ケ年のサービス量を見込み、その確保に向けた方策を検討するものである。また、法律や制度並びに国の基本方針等を踏まえるとともに、本町の上位計画とも整合性を図りながら策定する。

3. 業務目的

本業務は「玉城町第8期障がい福祉計画（9～11年度）」、「玉城町第4期障がい児福祉計画（9～11年度）」の策定支援業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間業者に委託し、より高度な分析と提案のもと、円滑に実施することを目的とする。

4. 履行期間

契約日の翌日から令和9年3月25日

5. 業務概要及び内容

国の基本方針及び前計画を踏まえ、県及び玉城町の各種施策等との整合性を図り、障がい計画の策定にかかる各種支援業務を行う。

業務内容は、次に挙げる内容を基本とするが、国の新たな制度設計、計画策定に係る通知の内容によっては、変更が生じることがある。本業務では、下記の各項目に掲げる業務を遂行し、第8期障がい福祉計画（令和9～11年度）、第4期障がい児福祉計画（9～11年度）を策定する。

【令和8年度】

(1) 障がい者及び福祉サービスに関する現状分析

①障がい者・児の現状分析

②障がい者・児に関する福祉サービスの提供及び利用状況の現状分析

(2) 当事者団体等、事業所ヒアリング

- ・当事者団体（身体障がい者、知的障がい者の親の会、和ぎの会）
- ・ボランティア団体（障がい者を支援する団体等）
- ・事業所（障がい児・者の福祉サービス・計画を提供する事業所を想定）
- ・特別支援学校

- (3) 自立支援協議会（しごと部会、暮らし部会）ヒアリング
部会ごとに各1回実施すること
- (4) 計画の検証
第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の検証を行う。検証にあたっては、計画に定める取り組みの実績を踏まえながら、その進捗状況を整理するとともに、「① 障害者施策の動向等の整理」及び「② 基礎データの収集・整理・分析」の結果等をもって、課題をとりまとめ、今後の取り組むべき事項を検討する。
- (5) サービス量の推計及び推計量の確保に向けた方策の検討
計画の検証に基づき、第8期障がい福祉計画、第4期障がい児福祉計画について、令和9～11年度の3か年サービスを見込むとともに、その算出の考え方及び見込み料確保に向けた方策について検討・整理する。
- (6) 骨子案・素案の作成
課題を踏まえた計画の推進方向、数値目標等を記載した計画案を作成し、内容の協議を行う。
- (7) パブリックコメントの実施
パブリックコメントの結果を踏まえて、意見対応表を作成する。
- (8) 計画書・概要版の作成
計画書及び概要版の企画・編集、構成、修正等を行い、編集にあたっては、町民にわかりやすいデザイン、構成に配慮する。
- (9) 自立支援協議会の運営支援
会議に向けた資料作成、会議に参加しての運営支援、議事録の作成などを行い、それらの意見を計画案に反映させる。
 - ・自立支援協議会（3回程度）
- (10) 事務局との打合せ
本業務の遂行にあたっては、担当課（担当者）との連絡を密にするように努め、十分な協議を行い本業務が効率的かつ効果的に進められるよう最大限努力すること。打合せ後は打合せ記録（軽微な打合せを含む）を作成し、速やかに事務局に提出すること。また、緊急を要する場合等に対応するため、速やかに連絡がとれる体制を確立すること。
 - （想定回数）
 - ・打合せは月1～2回程度（軽微な打合せは除く）

6. 提出書類・支払方法

- (1) 乙は、本業務の着手、完了にあたり甲の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出すること。
 - ① 着手届
 - ② 監理技術者及び照査技術者届（経歴書添付）
 - ③ 業務実施計画書
 - ④ 業務工程表

⑤完了届

⑥納品書

(2) 貸与資料

甲は、本業務の実施に当たり必要な図書及びその他関連資料を乙に貸与するものとする。なお、乙が貸与を受ける場合は、借用書を提出し、業務完了後ただちに返却するものとする。

(3) 工程管理

乙は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行い、業務の進捗状況を随時甲に報告すること。

(4) 検査

乙は、各年度の業務完了時に監理技術者立会いの下、甲の検査を受けなければならない。なお、成果品の検査は、成果品の提出及び説明時に行う。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品はすべて甲に帰属し、乙は甲の許可なく他に公表、貸与又は使用してはならない。

(6) 成果の補屢、修正

本業務完了後、乙の過失または疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、甲の指示により補足、修正を行うこととし、その費用は乙の負担によるものとする。

(7) 疑義

本仕様書及び約款に明記していない事項及び業務中疑義が生じた場合には乙は監督職員と協議して定めるものとする。

(8) 守秘義務

乙は、本業務上で知り得た情報について、甲の承諾を得ず他へ公表してはならない。

(9) 報告書の作成

乙は、本業務における基本方針や検討条件・方法、検討結果、関連資料等を整理し、業務報告書としてとりまとめを行う。

(10) 成果品

【令和8年度】

- ・ 玉城町第8期障がい福祉計画本冊 ファイル形式 PDF・ワード形式
- ・ 玉城町第4期障がい児福祉計画本冊 ファイル形式 PDF・ワード形式
- ・ 令和8年度業務報告書
 ファイル(A4判両面1色刷り)1部
- ・ 同内容の各電子データ (PDF、Word、Excel形式) 一式